

財 関 第 1402 号
平成 18 年 11 月 14 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 青 山 幸 恭

北朝鮮に対する輸出禁止措置に伴う税関の対応について

先般の北朝鮮による核実験に関し、平成 18 年 10 月 14 日に採択された国連安全保障理事会決議第 1718 号において、北朝鮮に対する奢侈品の輸出禁止措置を実施することが決定され、本日(11月14日)「北朝鮮への奢侈品の輸出禁止措置等について」が閣議了解されたところである。

これを受けて、北朝鮮に対する奢侈品の輸出禁止措置を実施するため、輸出貿易管理令の一部を改正する政令等が本日付で公示され、11月15日から実施される予定である。

税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知(別紙)を踏まえ、関係官庁との連携を密にし、本輸出禁止措置の実行の確保に努めるため、下記により実施されたい。

記

1. 業務通関における留意事項

北朝鮮を仕向地とする輸出申告がなされた場合には、当該輸出貨物が輸出禁止物品に該当するか否かについて輸出統計品目番号の厳正な確認を行うとともに、経済産業省と緊密に連携し、本輸出禁止措置の実行を確保すること。更に、第三国を経由した北朝鮮への迂回輸出がなされることのないよう、周辺国等へ輸出される輸出禁止物品については、関係機関との情報交換を密にしつつ、必要に応じ契約書等の関係書類の確認を行うなど、厳正な審査・検査を実施すること。

また、通関業者との協力関係を密にし、北朝鮮への輸出貨物に係る内容点検の充実等について協力を要請すること。

なお、北朝鮮向けに国際郵便により送付されるものについても、本輸出禁止措置の対象となるので、留意すること。

更に、今般の国連安保理決議で求められている、北朝鮮への大量破壊兵器関連貨物等の供給等の防止について、外国為替及び外国貿易法に基づく経済産業大臣の輸出許可を行わないことにより、北朝鮮を仕向地とする輸出を禁止することとされているので、同省との連携を密にし、適切に対処すること。

2．旅具通関における留意事項

船舶及び航空機の乗組員の携帯品及び別送品（以下「携帯品等」という。）については、今般の輸出禁止措置の対象となることから、北朝鮮の港に寄港することが予想される船舶の乗組員が輸出禁止物品を携帯輸出しようとする場合には、仕向地の確認を厳正に行うこと。

また、今般の輸出禁止措置においては、北朝鮮向けに輸出される商品見本、宣伝用物品についても規制対象とされていることに留意するとともに、旅客の携帯品に偽装した不正輸出等に対応するため、関係機関、船・航空会社等との情報交換を密にし、必要に応じ出国者の携帯品に対する厳正な取締りを実施すること。

3．貴金属の輸出許可事務における留意事項

税関における貴金属の輸出許可事務については、「貴金属の輸出の許可事務の処理要領について」（平成 18 年 11 月 14 日財国第 3363 号）に基づき実施することとなるが、許可申請された場合の許可又は不許可の判断など、その事務処理に際しては本省と十分協議し、適切に処理すること。

4．その他の留意事項

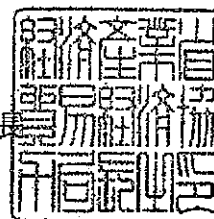
今般の輸出禁止措置においては、上記 1 から 3 までにより適正な通関等の徹底を図るほか、輸出事後調査を的確に実施すること。また、違法行為が発見された場合には厳正に対処すること。

経済産業省

平成18・11・13貿局第7号
平成18年11月14日

財務省関税局長 殿

経済産業省貿易経済協力局長



北朝鮮に対する奢侈品の輸出禁止措置について

上記の件について、別紙のとおり、輸出貿易管理令の一部を改正する政令が施行されることとなるため、税関においても本改正の趣旨を踏まえ当省と連携の上、御対応方よろしくお願い致します。

政令第三百五十六号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 別表第二の二に掲げる貨物（別表第二の一、三六、三九から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）の北朝鮮を仕向地とする輸出

第四条第二項第二号に次のように加える。

ハ 別表第五第二号及び第三号に掲げる貨物のうち、別表第二の二に掲げる貨物であつて、北朝鮮を仕向地とするもの

第四条第二項第四号ただし書中「及び一時的に」を「、一時的に」に改め、「三六の項の中欄に掲げる貨物を輸出しようとする場合」の下に「及び船舶又は航空機の乗組員が別表第二の二に掲げる貨物を北朝鮮を

仕向地として輸出しようとする場合」を加える。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第二の二（第二条、第四条関係）

- 一 牛の肉（冷凍したものに限る。）
 - 二 魚のフィレ（冷凍したものであつて、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）
 - 三 キヤビア及び魚卵から調製したキヤビア代用物
 - 四 アルコール飲料
 - 五 製造たばこ及び製造たばこ代用品
 - 六 香水類及びオーデコロン類
 - 七 美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼止め用又は日焼け用の調製品を含み、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品
 - 八 トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん
- その他これらに類する容器（外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のものに限る）

。

九 ハンドバッグ（外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のものに限る。）

十 財布その他のポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品（外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のものに限る。）

十一 衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）

十二 毛皮製のオーバーコートその他の毛皮製品及び人造毛皮製品

十三 じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物

十四 鉛ガラス製のコップ類

十五 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、特定金属（銀、金、白金、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムをいう。以下同じ。）及び特定金属を張った金属並びにこれらの製品

十六 携帯用のデジタル式自動データ処理機械（少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。）

十七 マイクロホン及びそのスタンド、拡声器、ヘッドホン及びイヤホン、マイクロホンと拡声器を組み

合わせたもの、可聴周波増幅器並びに電気式音響増幅装置

十八 音声再生機、録音機及びビデオの記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

十九 録音その他これに類する記録用の媒体（写真用又は映画用のものを除き、録音その他これに類する記録をしたものを含む。）

二十 ビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラ

二十一 ラジオ放送用受信機（無線電話又は無線電信を受信することができるものを含む。）

二十二 テレビジョン受像機器（カラーのものであつて、経済産業大臣が告示で定めるものに限る。）並びにビデオモニター（カラーのものに限る。）及びビデオプロジェクター

二十三 乗用自動車

二十四 モーターサイクル（モペットを含む。）及び補助原動機付きの自転車

二十五 ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶及びカヌー

二十六 写真機（一眼レフレックスのものに限る。）

二十七 映画用の撮影機及び映写機

二十八 投影機、写真引伸機及び写真縮小機（映画用のものを除く。）

二十九 映写用又は投影用のスクリーン

三十 腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含む。）

三十一 楽器並びにその部分品及び附属品

三十二 万年筆

三十三 美術品、収集品及びこつとう

別表第四中「朝鮮（大韓民国政府の支配する地域を除く。）」を「北朝鮮」に改める。

附 則

この政令は、公布の日の翌日から施行する。